

平成30年度

ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金 評価表

NO.

9

所管部課名	企画政策部 地域政策課	担当者	菊池 克彦					
事務事業名	ゴールド集落活性化事業							
根拠法令	薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則、薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成30年度 予算額	7,850 千円	国県支出金 千円	一般財源 7,850 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	ゴールド集落の活性化と課題解決		ゴールド集落全地域		35年度			
成果指標②	ゴールド集落に居住する住民の生活環境の整備促進		ゴールド集落全地域		35年度			
補助対象者	ゴールド集落の活動を支援することを申し出た地区コミュニティ協議会							
補助対象経費	・ゴールド集落の活動を支援するために直接必要となる経費 ・コミュニティセンター等の管理運営費、役員報酬等の人件費は除く。							
補助対象事業・活動の内容	地域振興計画に基づき行うゴールド集落への支援活動							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	ゴールド集落数×50,000円							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の経過3年間の決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
	支出	(前年度繰越金)						
		計	0				0	
		事業費						
		人件費						
		その他事務費						
		(翌年度繰越金)						
		計	0		0		0	
		支出計/前年度支出計						
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金								
交付件数	38		40		42			
成果指標の推移①	38		41		43			
成果指標の推移②	38		41		43			
特記すべき事項等	【前回評価】	平成27年度「見直しの上で継続：拡大」 ・補助金額の見直しを含め、将来を見据えた自治会と地区コミュニティ協議会に対する一律的な制度の構築を検討されたい。 ・自治体と自治会の間に地区コミュニティ協議会が入り、自治会へ自立性を促す取組等を指導されたい。						
	【前回評価への回答】	・28年度に制度見直しを行い、経営会議で了承を得たが、最終的には市長判断により現行のまま制度継続となった。 ・地区コミが、ゴールド集落が抱える課題解決のために取り組む事業が主で、自治会への自立性を促すまでには至らなかった。						
	【事業のPR方法】	広報紙、自治会運営説明会						
	【費用対効果】							
	【補助事業以外の事業】	特になし						
【その他】	ゴールド集落活性化条例は、平成32年3月31日に失効する。その時点で改めて定義（年齢引き上げ、人口割合など）の見直しなどを行う。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地域全体でゴールド集落を支援する仕組みとなっている。市民福祉の向上及び利益の増進に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	地域的ハンディの克服の観点から、行政の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	地域全体の活性化とゴールド集落の市民活動の底上げになっている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	行政以外の支援は期待できない。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助金交付規則に明記されており、妥当性を欠く水準とはなっていない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	平成32年3月31日に「薩摩川内市ゴールド集落活性化条例」は失効し、見直しを検討する。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	ゴールド集落全体の活性に繋がっており、公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	活動資金が不足するゴールド集落においては、補助金の交付が最も妥当な政策手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助金交付規則に明記されている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☒見直しの上で継続 ⇒今後の方向性☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☒補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 〈上記方向の理由〉 周辺地域の過疎・高齢化が進む状況では、継続して支援する必要があるが、対象自治会が年々増加している。補助内容の見直しが必要である。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い 〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☒補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 〈まとめ〉

ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金

●平成29年度

No.	地区コミュニティ協議会名	G集落数	決定額
1	亀山	1	50,000
2	可愛	1	50,000
3	川内	3	150,000
4	平佐西	1	50,000
5	平佐東	6	300,000
6	隈之城	4	200,000
7	永利	5	250,000
8	水引	15	750,000
9	峰山	5	250,000
10	滄浪	3	150,000
11	寄田	6	300,000
12	八幡	2	100,000
13	城上	1	50,000
14	陽成	4	200,000
15	吉川	4	200,000
16	湯田	4	200,000
17	西方	3	150,000
18	藤本	4	200,000
19	野下	2	100,000
20	市比野	4	200,000
21	樋脇	11	550,000
22	倉野	3	150,000
23	副田	3	150,000
24	清色	3	150,000
25	朝陽	3	150,000
26	大馬越	5	250,000
27	八重	2	100,000
28	南瀬	7	350,000
29	山田	3	150,000
30	鳥丸	1	50,000
31	藤川	5	250,000
32	黒木	3	150,000
33	上手	2	100,000
34	大村	1	50,000
35	轟	1	50,000
36	上甌	6	300,000
37	子岳	2	100,000
38	西山	2	100,000
39	内川内	2	100,000
40	長浜	1	50,000
41	青瀬	1	50,000
42	鹿島	1	50,000
		146	7,300,000

●平成28年度

No.	地区コミュニティ協議会名	G集落数	決定額
1	可愛	1	50,000
2	川内	1	50,000
3	平佐西	1	50,000
4	平佐東	5	250,000
5	隈之城	1	50,000
6	永利	2	100,000
7	水引	15	750,000
8	峰山	7	350,000
9	滄浪	2	100,000
10	寄田	7	350,000
11	八幡	2	100,000
12	城上	1	50,000
13	陽成	4	200,000
14	吉川	4	200,000
15	湯田	4	200,000
16	西方	3	150,000
17	藤本	5	250,000
18	野下	2	100,000
19	市比野	3	150,000
20	樋脇	11	550,000
21	倉野	2	100,000
22	副田	2	100,000
23	清色	2	100,000
24	朝陽	2	100,000
25	大馬越	4	200,000
26	八重	2	100,000
27	南瀬	7	350,000
28	山田	2	100,000
29	鳥丸	1	50,000
30	藤川	5	250,000
31	黒木	3	150,000
32	上手	1	50,000
33	轟	1	50,000
34	上甌	5	250,000
35	手打	1	50,000
36	子岳	2	100,000
37	西山	2	100,000
38	内川内	2	100,000
39	青瀬	1	50,000
40	鹿島	1	50,000
		129	6,450,000

●平成27年度

No.	地区コミュニティ協議会名	G集落数	決定額
1	可愛	1	50,000
2	川内	1	50,000
3	平佐西	1	50,000
4	平佐東	4	200,000
5	隈之城	2	100,000
6	永利	2	100,000
7	水引	15	750,000
8	峰山	7	350,000
9	滄浪	2	100,000
10	寄田	7	350,000
11	八幡	3	150,000
12	城上	1	50,000
13	陽成	4	200,000
14	吉川	4	200,000
15	湯田	4	200,000
16	西方	3	150,000
17	藤本	4	200,000
18	野下	2	100,000
19	市比野	3	150,000
20	樋脇	11	550,000
21	倉野	2	100,000
22	副田	3	150,000
23	清色	1	50,000
24	朝陽	1	50,000
25	大馬越	4	200,000
26	八重	2	100,000
27	南瀬	6	300,000
28	山田	2	100,000
29	鳥丸	1	50,000
30	藤川	4	200,000
31	黒木	4	200,000
32	上手	1	50,000
33	上甌	5	250,000
34	手打	1	50,000
35	子岳	2	100,000
36	西山	2	100,000
37	内川内	2	100,000
38	青瀬	1	50,000
		125	6,250,000

○薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則

平成22年3月31日

規則第18号

改正 平成22年4月30日規則第27号

平成23年3月25日規則第22号

平成24年2月1日規則第1号

平成25年3月29日規則第14号

平成25年12月24日規則第63号

平成26年4月1日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市ゴールド集落活性化条例（平成22年薩摩川内市条例第4号。以下「条例」という。）第8条、第9条及び第10条の規定に基づき、並びに薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「基本条例」という。）を実施するため、ゴールド集落活性化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地区コミュニティ協議会 市内の各地区に存する自治会や各種団体をもって組織するコミュニティ協議会で、市長が適当と認めたものをいう。

(2) 自治会 市長が地域住民による自治組織として適当と認めたものをいう。

(3) 特定非営利活動法人等 市内に主たる事務所を有する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又はボランティア団体で、その構成員が5人以上の市民活動団体をいう。

(補助金の種類及び補助対象団体)

第3条 補助金の種類は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の右欄に掲げるものを補助対象団体とする。

補助金の種類	補助対象団体
ゴールド集落重点支援地区補助金	自治会

ゴールド集落自主活動支援補助金	自治会
ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金	地区コミュニティ協議会
ゴールド集落支援市民活動補助金	特定非営利活動法人等

（ゴールド集落重点支援地区補助金）

第4条 市長は、条例第2条第1号のゴールド集落のうち、毎年度、当該年度の初日の属する年の1月1日現在（以下「基準日」という。）における高齢化率が60パーセント以上の自治会を重点支援地区に指定し、ゴールド集落重点支援地区補助金（以下「重点支援地区補助金」という。）を交付する。

2 重点支援地区補助金の額は、前項の高齢化率に応じて下表に定める基本額に、毎年4月1日現在において当該自治会に加入する世帯数に1,000円を乗じた額を合算した額とする。

重点支援地区の高齢化率	基本額
60パーセント以上70パーセント未満	20,000円
70パーセント以上80パーセント未満	30,000円
80パーセント以上90パーセント未満	40,000円
90パーセント以上	50,000円

3 基準日以後に自治会が合併した場合における当該年度の重点支援地区補助金については、当該自治会は合併していないものとみなして算出する。

（ゴールド集落自主活動支援補助金）

第5条 ゴールド集落又は条例第2条第2号の特例ゴールド集落のうち、条例第5条の計画を定め、自主的に地域活性化に取り組むことを申し出た自治会に対し、ゴールド集落自主活動支援補助金（以下「自主活動支援補助金」という。）を交付する。

2 自主活動支援補助金の補助対象経費は、当該自治会が地域活性化に取り組むために直接必要となる経費とする。ただし、役員報酬等の人件費（補助対象事業に直接従事する者への賃金を除く。）等当該自治会の管理運営費は除くものとする。

3 ゴールド集落に対して交付する自主活動支援補助金の額は、前項の補助対象経費の総額の10分の9以内の額とし、12万円を限度とする。ただし、前項の補助対象経費の総額が、5万円未満であるときは、その全額を補助するものとする。

4 特例ゴールド集落に対して交付する自主活動支援補助金の額は、第2項の補

助対象経費の総額の10分の9以内の額とし、10万円を限度とする。

5 前2項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

6 基準日以後に自治会が合併した場合における当該年度の自主活動支援補助金については、当該自治会は合併していないものとみなして算出する。

(ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金)

第6条 ゴールド集落を有する地区コミュニティ協議会で、薩摩川内市自治基本条例(平成20年薩摩川内市条例第41号)第24条第1項の地区振興計画に基づき、当該ゴールド集落の活動を支援することを申し出た地区コミュニティ協議会に対し、ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金(以下「地区コミュニティ協議会活動補助金」という。)を交付する。

2 地区コミュニティ協議会活動補助金の額は、当該地区コミュニティ協議会のゴールド集落である自治会の数に50,000円を乗じて得た額とする。

3 地区コミュニティ協議会活動補助金は、ゴールド集落の活動を支援するために直接必要となる経費(当該地区コミュニティ協議会のコミュニティセンター等の管理運営費、役員報酬等の人件費(補助対象事業に直接従事する者への賃金を除く。))は除く。)に充てなければならない。

(ゴールド集落支援市民活動補助金)

第7条 ゴールド集落の活性化及び課題解決のため別表に掲げる公共的な支援活動を行う特定非営利活動法人等に対して、ゴールド集落支援市民活動補助金(以下「市民活動補助金」という。)を交付する。ただし、当該特定非営利活動法人等が当該支援活動の実施に対して、国、県、市又はその他の団体から助成等を受けている場合(助成等を受ける予定も含む。)には、市民活動補助金は交付しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は補助の対象としない。

(1) 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体又は公益を害するおそれのある団体

(2) 地区コミュニティ協議会、自治会などの地縁団体

3 市民活動補助金の補助対象経費は、ゴールド集落の活性化や課題解決に向けた公共的な支援活動に直接必要となる経費とする。ただし、当該特定非営利活動法人等の管理運営費、報酬等の人件費(補助対象事業に直接従事する者への賃金を除く。)及び飲食代は除くものとする。

4 市民活動補助金の額は、前項の補助対象経費の総額の4分の3以内とし、その単年度の限度額は24万円とする。

- 5 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 重点支援地区補助金及び地区コミュニティ協議会活動補助金の交付を受けようとする者は毎年5月10日までに、自主活動支援補助金及び市民活動補助金の交付を受けようとする者は毎年5月31日までに当該補助金の交付申請をしなければならない。

- 2 重点支援地区補助金の交付を受けようとする自治会は、ゴールド集落重点支援地区補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画(実績)書(様式第2号)
- (2) 当該年度の収支予算(精算)書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 自主活動支援補助金の交付を受けようとする自治会は、ゴールド集落自主活動支援補助金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画(実績)書(様式第2号)
- (2) 当該年度の収支予算(精算)書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 4 地区コミュニティ協議会活動補助金の交付を受けようとする地区コミュニティ協議会は、ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画(実績)書(様式第2号)
- (2) 当該年度の収支予算(精算)書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 5 市民活動補助金の交付を受けようとする特定非営利活動法人等は、ゴールド集落支援市民活動補助金交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画(実績)書(様式第2号)
 - (2) 当該年度の収支予算(精算)書(様式第3号)
 - (3) 当該特定非営利活動法人等の構成員名簿(様式第7号)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条のゴールド集落重点支援地区補助金交付申請書、ゴールド

集落自主活動支援補助金交付申請書、ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金交付申請書又はゴールド集落支援市民活動補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、第4条から第7条に定めるところにより、自治会、地区コミュニティ協議会及び特定非営利活動法人等（以下「自治会等」という。）に対するそれぞれの補助金の額を算定し、ゴールド集落重点支援地区補助金交付決定通知書（様式第8号）、ゴールド集落自主活動支援補助金交付決定通知書（様式第9号）、ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金交付決定通知書（様式第10号）又はゴールド集落支援市民活動補助金交付決定通知書（様式第11号）により、当該自治会等に対し通知する。

2 市長は、市民活動補助金の交付を決定しようとするときは、ゴールド集落支援市民活動補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付さなければならない。

3 前項の審査委員会について必要な事項は別に定める。

4 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を適正に達成するために必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

5 市長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、ゴールド集落活性化事業補助金不交付決定通知書（様式第12号）により、当該自治会等に対し通知する。

（交付期限）

第10条 重点支援地区補助金及び地区コミュニティ協議会活動補助金は、当該年度分を毎年度6月15日までに交付する。

（補助事業の内容変更）

第11条 自主活動支援補助金の交付の決定を受けた自治会及び市民活動補助金の交付の決定を受けた特定非営利活動法人等は、当該補助金の交付決定を受けた補助事業の内容について変更しようとするときは、補助金事業計画変更承認申請書（様式第13号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、補助金変更交付決定通知書（様式第14号）により、当該自治会又は当該特定非営利活動法人等に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 重点支援地区補助金の交付を受けた自治会及び地区コミュニティ協議会活動補助金の交付を受けた地区コミュニティ協議会は、毎年度終了後30日以内に、当該年度分として交付を受けた補助金の使途について次に掲げる書類

で、自主活動支援補助金の交付を受けた自治会又は市民活動補助金の交付を受けた特定非営利活動法人等は、補助対象事業完了後15日以内に、ゴールド集落自主活動支援補助金実績報告書（様式第15号）又はゴールド集落支援市民活動補助金実績報告書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （1） 当該年度の事業計画（実績）書（様式第2号）
- （2） 当該年度の収支予算（精算）書（様式第3号）
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条のゴールド集落自主活動支援補助金実績報告書又はゴールド集落支援市民活動補助金実績報告書を受理したときは、自主活動支援補助金の交付を受けた自治会又は市民活動補助金の交付を受けた特定非営利活動法人等に対し、関係書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容並びにこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、当該交付すべき補助金の額を確定し、当該自治会又は当該特定非営利活動法人等に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、ゴールド集落自主活動支援補助金確定通知書（様式第17号）又はゴールド集落支援市民活動補助金確定通知書（様式第18号）（以下これらを「確定通知書」という。）により、これを行うものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 前条第2項の確定通知書を受理した当該自治会又は当該特定非営利活動法人等は、補助金の交付請求をすることができる。

- 2 前項の交付請求をしようとする当該自治会又は当該特定非営利活動法人等は、市長が別に定める請求書に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に請求しなければならない。

（補助金の前金払又は概算払）

第15条 自主活動支援補助金の交付の決定を受けた自治会及び市民活動補助金の交付の決定を受けた特定非営利活動法人等は、当該補助金の前金払又は概算払を受けようとするときは、補助金前金払（概算払）申請書（様式第19号）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の補助金前金払（概算払）申請書を受理したときはその内容を審査し、補助金の前金払又は概算払することが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、当該補助金の交付決定額の範囲内において交付す

ることを決定し、その旨を補助金前金払（概算払）決定通知書（様式第20号）により、当該自治会又は当該特定非営利活動法人等に通知する。

- 3 前条の規定は、補助金の前金払又は概算払する場合について準用する。この場合において、同条第1項中「確定通知書」とあるのは「第15条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

（補助金の返納）

第16条 市長は、自治会等が申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金交付の条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返納させることができる。

（成果）

第17条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、ゴールド集落等（ゴールド集落及び特例ゴールド集落をいう。以下同じ。）の活性化と課題解決及びゴールド集落等に居住する住民の生活環境の整備促進とする。

（見直しの期間）

第18条 補助金に係る基本条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

（効果の測定）

第19条 補助金に係る基本条例第4条第2項第1号に定める効果は、ゴールド集落等の活性化や課題解決のための事業の数及び住民の参加数によって測定するものとする。

（その他）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（自主活動支援補助金に係る交付申請期限の特例）

- 2 平成22年度の自主活動支援補助金に係る交付申請期限は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成22年7月10日までとする。

附 則（平成22年4月30日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第22号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月1日規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 14 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 24 日規則第 63 号）

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日規則第 20 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 7 条関係）

番号	支援活動の種類
1	地域安全活動（見守りサービス、通院・買物等の移動サポート等）
2	地域づくりの推進を図る活動（地域行事や都市部との交流事業などのコミュニティ活動の支援等）
3	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動（伝統芸能や教育交流事業などの支援等）
4	経済活動の活性化を図る活動（地産地消の推進のための取組の支援、観光資源の創出・発掘等）
5	環境の保全を図る活動（道路等の清掃、不法投棄パトロール等）
6	その他市長が適当と認める活動

薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則（平成22年薩摩川内市規則第18号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、及び薩摩川内市ゴールド集落活性化条例（平成22年薩摩川内市条例第4号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において用いる用語の意義は、規則において用いる用語の例による。

(自主活動支援補助金に係る補助対象経費)

第3条 規則第5条の規定により交付する自主活動支援補助金に係る補助対象経費は、条例第2条第1号のゴールド集落（以下「ゴールド集落」という。）及び条例第2条第2号の特例ゴールド集落（以下「特例ゴールド集落」という。）が、地域活性化に取り組むために実施する事業に、直接必要となる経費の総額とする。

2 補助対象事業に直接従事する者への賃金は、1時間当たり600円を、1日当たり4,800円を、それぞれ上限とする。ただし、当該賃金が補助対象経費に占める割合は、補助対象経費の10分の5以内とする。

3 参加賞品、景品、記念品やそれらに類するものの補助対象経費に占める割合は、補助対象経費の10分の2以内とする。

4 飲食代は、1行事につき1人当たり1,000円を上限とする。ただし、アルコール飲料については、対象外とする。

5 補助対象事業に直接従事する者への旅費は、交通費のみとする。ただし、補助対象事業において、外部講師を招聘したときは、交通費のほか、宿泊に係る費用についても対象とする。

6 備品購入費は、ゴールド集落及び特例ゴールド集落の活性化のために継続して使用する物品で、その性質若しくは形状を変えずに比較的長期間にわたり使用できるもの又はその性質が消耗性のものであっても、標本、美術品、陳列品その他これらに類するものとして保管するものの購入に係る費用を対象とする。

(地区コミュニティ協議会活動補助金に係る補助対象経費)

第4条 規則第6条の規定により交付する地区コミュニティ協議会活動補助金に係る補助対象経費は、ゴールド集落の活動を支援するために直接必要となる経費の総額とする。

2 補助対象事業に直接従事する者への賃金は、1時間当たり600円を、1日当たり4,800円を、それぞれ上限とする。ただし、当該賃金が補助対象経費に占める割合は、補助対象経費の10分の5以内とする。

- 3 参加賞品、景品、記念品やそれらに類するものの補助対象経費に占める割合は、補助対象経費の10分の2以内とする。
- 4 飲食代は、1行事につき1人当たり1,000円を上限とする。ただし、アルコール飲料については、対象外とする。
- 5 補助対象事業に直接従事する者への旅費は、交通費のみとする。ただし、補助対象事業において、外部講師を招聘したときは、交通費のほか、宿泊に係る費用についても対象とする。
- 6 備品購入費は、ゴールド集落の活性化のために継続して使用する物品で、その性質若しくは形状を変えることなく比較的長期間にわたり使用できるもの又はその性質が消耗性のものであっても標本、美術品、陳列品その他これらに類するものとして保管するものの購入に係る費用を対象とする。

(市民活動補助金に係る補助対象経費)

第5条 規則第7条の規定により交付する市民活動補助金に係る補助対象経費は、ゴールド集落の活性化や課題解決に向けた公共的な支援活動に直接必要となる経費の総額とする。

- 2 補助対象事業に直接従事する者への賃金は、1時間当たり600円を、1日当たり4,800円を、それぞれ上限とする。ただし、当該賃金が補助対象経費に占める割合は、補助対象経費の10分の5以内とする。
- 3 参加賞品、景品、記念品やそれらに類するものの補助対象経費に占める割合は、補助対象経費の10分の2以内とする。
- 4 補助対象事業に直接従事する者への旅費は、交通費のみとする。ただし、補助対象事業において、外部講師を招聘したときは、交通費のほか、宿泊に係る費用についても対象とする。
- 5 備品購入費は、ゴールド集落の活性化のために継続して使用する物品で、その性質若しくは形状を変えることなく比較的長期間にわたり使用できるもの又はその性質が消耗性のものであっても、標本、美術品、陳列品その他これらに類するものとして保管するものの購入に係る費用を対象とする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条から第5条までの規定については、平成26年度以後において交付する自主活動支援補助金、地区コミュニティ協議会活動補助金及び市民活動補助金に適用するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。